

甲斐市子ども医療費助成金支給条例（平成16年甲斐市条例第108号）に基づく子ども医療費助成事務であって規則で定めるもの

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	山梨県
3. 市区町村名	甲斐市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	9-1：子どもの医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの	甲斐市子ども医療費助成金支給条例（平成16年甲斐市条例第108号）に基づく子ども医療費助成事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	8	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	13	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		甲斐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表第1 2の項 甲斐市子ども医療費助成金支給条例（平成16年甲斐市条例第108号）に基づく子ども医療費助成事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第1条	甲斐市子ども医療費助成金支給条例（平成16年甲斐市条例108号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 全て（児童）は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、（適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること）その他の福祉を等しく保障される権利を有する。	第1条 この条例は、（子ども）に係る医療費の一部を助成することにより、（子どもの健やかな成長に寄与するとともに、子育て家庭における経済的負担の軽減を図ること）を目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範		<p>甲斐市子ども医療費助成金支給条例（平成16年甲斐市条例108号）</p> <p>甲斐市子ども医療費助成金支給条例施行規則（令和3年甲斐市規則第17号）</p>
--------------	--	--

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号	甲斐市子ども医療費助成金支給条例第5条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	こどもの保護者に対する医療費助成金の申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号ロ	甲斐市子ども医療費助成金支給条例第3条第2項第1号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号イ	<p>甲斐市子ども医療費助成金支給条例第2条第3号</p> <p>甲斐市子ども医療費助成金支給条例施行規則第4条第1項</p>
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号イ	<p>甲斐市子ども医療費助成金支給条例第2条第3号</p> <p>甲斐市子ども医療費助成金支給条例施行規則第4条第1項</p>
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報4

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号イ	甲斐市子ども医療費助成金支給条例第2条第3号 甲斐市子ども医療費助成金支給条例施行規則第4条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報5

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号イ	甲斐市子ども医療費助成金支給条例第2条第3号 甲斐市子ども医療費助成金支給条例施行規則第4条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項2号	甲斐市子ども医療費助成金支給条例第10条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務	甲斐市子ども医療費助成金支給条例第10条の規定による受給資格の変更の認定に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項2号ロ	甲斐市子ども医療費助成金支給条例第3条第2項第1号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項2号イ	甲斐市子ども医療費助成金支給条例第2条第3号及び第10条 甲斐市子ども医療費助成金支給条例施行規則第10条
-------	----------------------	--

②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項2号12	甲斐市子ども医療費助成金支給条例第2条第3号及び第10条 甲斐市子ども医療費助成金支給条例施行規則第10条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報4

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項2号13	甲斐市子ども医療費助成金支給条例第2条第3号及び第10条 甲斐市子ども医療費助成金支給条例施行規則第10条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報5

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項2号15	甲斐市子ども医療費助成金支給条例第2条第3号及び第10条 甲斐市子ども医療費助成金支給条例施行規則第10条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--

届出情報

独自利用事務の対象者	子ども
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2015年12月28日

保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	18
保護評価書の名称	子ども医療費助成に関する事務 基礎項目評価書
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E7%94%B2%E6%96%90%E5%B8%82&ev_name=%E3%81%93%E3%81%A9%E3%82%82%E5%8C%BB%E7%99%82&ev_type=2&opn_date_from_gengo=4&opn_date_from_year=1&opn_date_from_month=4&opn_date_from_day=%EF%BC%91&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=99&opn_date_to_month=2&opn_date_to_day=25&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2